

令和7年度盛岡市森林づかいイノベーション事業 審査要領

(目的)

第1 この要領は、盛岡市森林づかいイノベーション事業の実施にあたり、本事業に応募した者（以下「応募者」という。）の中から補助対象候補者を選定するために必要な事項について定めるものである。

(選定方法)

第2 選定にあたっては、応募者の数によらず、応募内容を一次審査及び最終審査により評価し、補助対象候補者の選定を行う。

2 一次審査を実施し、8者以内に選考する。

3 一次審査で選考された者を対象に、最終審査を行う。

(資格審査)

第3 応募者が、応募者の資格要件を満たしていることの審査は、林政課が行う。

(一次審査)

第4 一次審査は、林政課長、林政課課長補佐、林政企画係長及び地域林政アドバイザーを指名し、応募書類により評価を行う。

(最終審査)

第5 最終審査は、学識経験者、金融機関関係者、ベンチャーキャピタル関係者、木材等の知識を有する者その他の専門知識を有する者を指名し、応募書類及び応募者からの事業説明を含むプレゼンテーション（質疑応答を含む。）により評価を行う。

(審査の基準)

第6 基本評価項目及び重点評価項目により審査する。

2 基本評価項目は次のとおりとする。

- (1) 事業内容の適合性
- (2) 事業の実現性
- (3) 事業の継続性
- (4) 予算の妥当性
- (5) 実施体制

3 重点評価項目は次のとおりとする。

- (1) 「森林空間の活用」加算
- (2) 「ソーシャルビジネス」加算

(審査の方法)

第7 第6に定める審査の項目に基づき「令和7年度盛岡市森林づかいイノベーション事業審査シート（以下「審査シート」という。）」を別紙のとおり定める。

- 2 評価は、一次審査及び最終審査ともに、審査シートの個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- 3 応募者の中に利害関係者が含まれる場合、利害関係にある審査員は当該応募者の事業の評価に関わらないこととする。

(補助対象候補者の選定)

- 第8 第7に定める審査の結果、各評価者が評価した評価点数（基本評価項目と重点評価項目の合計）の応募者ごとの平均点数を算出し、応募者の順位を決める。ただし、基本評価項目の平均評価点数が60点に満たない応募者は、補助対象候補者としなないこととする。
- 2 最終審査においては、平均点数による応募者の順位を踏まえた評価者による協議により、補助対象候補者を選定する。

(審査結果の通知)

- 第9 一次審査及び最終審査の結果は、応募者へ通知するほか、最終審査の結果は盛岡市公式ホームページ等により公表する。

令和7年度盛岡市森林づかいイノベーション事業審査シート

審査員氏名： _____

応募者名称： _____

＜基本評価項目の点数の基準＞
 5…高 評 価（非常に優れている）
 4…やや高評価（優れている）
 3…普 通（妥当である）
 2…やや低評価（やや不十分である）
 1…低 評 価（不十分である）

審査項目及び点数

【基本評価項目】 審査項目	判断基準	得点 (1～5点)	重要度 (係数)	評価 点数
事業内容の適合性 (配点：35点)	市内の森林資源等を有効に活用するもので、市内の森林への効果があるか		× 3	
	森林資源等活用の機運醸成に繋がる内容か		× 2	
	十分なPRが予定されているか		× 2	
事業の実現性 (配点：30点)	事業目的に対して事業計画が適切で、具体的なものであるか		× 3	
	事業計画が実現可能なものとなっているか		× 3	
事業の継続性 (配点：25点)	補助期間終了後の事業資金確保の方法が適切で、その内容にリアリティがあるか		× 3	
	補助期間終了後の事業展開が期待できる内容か		× 2	
予算の妥当性 (配点：5点)	事業内容に対して適正な予算となっていて、過大な経費などがないか		× 1	
実施体制 (配点：5点)	事業の実施に十分な実施体制が組み立てられているか		× 1	
小 計 (最大100点)				

【重点評価項目】 審査項目	判断基準	該当の 判定	評価点数 (該当の場合1.5点)
「森林空間の活用」加算	森林空間を活用する内容が含まれていて、その活用が一時的でなく、補助終了後も継続するものであり、森林の特性を生かした取組であるか	該当 ・ 非該当	
「ソーシャルビジネス」加算	募集要領の「1 事業の目的」に示す本事業により生み出される効果以外で、社会的意義のある効果が期待される多角的な取組であるか。(高齢者福祉、障がい福祉、子育て支援、まちづくり、地域活性化、限界集落、女性活躍等)	該当 ・ 非該当	
小 計 (最大3点)			

合 計 (満点103点)	
--------------	--

■募集要領の「1 事業の目的」に示す本事業により生み出される効果

- ・森林資源の循環利用（伐る→使う→植える→育てる）の促進
- ・森林活用に伴い実施される森林整備
- ・適切な森林整備による森林の多面的機能の発揮（土砂災害防止・土壌保全、水源涵養、生物多様性保全、地球環境保全、快適環境形成など）
- ・森林に関わる産業の強化及び拡大
- ・森林資源等活用の機運醸成